2　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「情報システム」とは、ホストコンピュータ、端末機、通信関係装置、プログラム等の全部又は一部により構成され、電磁的方法による記録、保存等をするためのシステムをいう。

⑵　「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。

⑶　「プログラム」とは、プログラム言語により記述された命令の組合せをいう。

⑷　「事務室」とは、端末機、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ等を設置している室、店舗、配送センタ等をいう。

⑸　「データ保管室」とは、データ、プログラム等を含んだ記録媒体等を保管する室をいう。

⑹　「記録媒体」とは、データ、プログラム等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード等をいう。

附　則

この告示は、平成二十四年九月十九日から施行する。

別表

基　準
1　ログ ①情報システムには、データの保存及び更新時に保存及び更新の日時並びに実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。 ②取得した「ログデータ」は安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用管理規程を定めること。 2　アクセス ①情報システムには、個人別のＩＤ、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。 ②情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し認証する機能を設けること。 ③個人別のＩＤは、複数者で共用しないこと。 ④情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制御する機能を設けること。 ⑤情報システムは、ＩＤを付与された関係者以外の者が操作をしないよう周知徹底する等の措置をとること。 ⑥人事異動等で使わなくなったＩＤ及びパスワードは、直ちに無効化すること。 3　バックアップ ①情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けた上で行い、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること。 ②データを収蔵したデータ記録媒体は、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること。 ③データを収蔵したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること。 4　セキュリティ対策等 ①外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。 ②情報システムには、データのエラーの検出機能を設けること。 ③情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。 5　スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）による読取に係る取扱い ①作業責任者の明確化等スキャナによる読取に係る運用管理規程を定めること。 ②スキャナにより読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること。 6　情報システムの運用管理 ①情報システムの管理には、管理責任者を定めること。 ②管理責任者は、以下の項目の管理規程を明文化して定め、関係者に周知徹底すること。 ・事務室及びデータ保管室への入退室管理 ・ＩＤ及びパスワードの付与及び廃止の管理 ・データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理 ③情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤切断を防止すること。 ④データを収蔵したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと。 ⑤情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること。 ⑥情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上での運用を開始すること。 7　情報システムの点検・監査 ①情報システムの自主点検又は内部検査を定期的に行うこと。 ②第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと。

○経済産業省告示第二百七号

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第三百九十八号（原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する件）は平成二十四年九月十九日限り、廃止する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる緊急事態応急対策等拠点施設を指定する。

原子力事業所	緊急事態応急対策等拠点施設	
	名　称	住　所
北海道電力株式会社泊発電所	北海道原子力防災センター	北海道岩内郡共和町宮丘二百六十一番地
東北電力株式会社東通原子力発電所	東通村防災センター	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内五番地二十五
日本原燃株式会社再処理事業所	六ヶ所オフサイトセンター	青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附一番地六十七
日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所		
東北電力株式会社女川原子力発電所	宮城県原子力防災対策センター	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字伊勢十二番一
福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	福島原子力災害対策センター	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野四百七十六番地三